静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会 会 長 牧 田 晃 子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について(答申)

令和元年8月8日付け静公委相第1962号による下記の諮問について、別紙のと おり答申します。

記

警察用へリコプターテレビ撮影装置に関する文書の部分開示決定に対する審査 請求 (諮問第221号)

#### 1 審査会の結論

別記1に掲げる公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対して、静岡県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った別記2の公文書部分開示決定(以下「本件決定」という。)において、別記3に掲げる部分(以下「本件非開示部分」という。)を非開示としたことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 平成31年3月1日付けで、審査請求人は、静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、本件開示請求を行い、同月7日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 平成31年4月11日、実施機関は、本件開示請求に対し、条例第7条第2 号及び第4号に該当するとして本件決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和元年7月6日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により静岡県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し審査請求を行い、同月9日、諮問庁は、これを受け付けた。

#### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、飛行訓練実施計画の携行装備欄の記載内容について、装備品の性能に及ばない範囲で配備状況を知ることは公共の安全と秩序の維持を害さないと考えられるため、本件決定を取り消し、本件非開示部分を開示すべきであるとの趣旨の主張を行っている。

#### 4 諮問庁の主張要旨

諮問庁は、本件非開示部分が条例第7条第4号に該当すると判断した理由について、おおむね以下のとおり主張する。

- (1) 航空機の飛行状況及び飛行訓練の詳細に関する情報については、航空機の飛行能力に係る情報であり、開示することにより、犯罪行為を企図する者に対抗措置をとられるなど、将来の捜査に支障を及ぼし、又は将来の犯行を容易にするおそれがある。
- (2) 航空機の装備品に関する情報については、航空機による活動、飛行訓練等において携行する必要性の高い装備品を予め記載し、また、特定の活動においてその他必要となる装備品を追記し、各活動等において携行した装備品の欄に印を付することとしているため、開示することにより、航空機による各種活動の手法等が明らかとなり、犯罪行為を企図する者に対抗措置をとられるなど、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがある。

#### 5 審査会の判断

(1) 本件非開示部分について

本件非開示部分は、実施機関が特定日に実施した航空機の飛行訓練に係る 実施計画書における携行装備欄の記載である。

審査請求人は、本件決定を取り消し、本件非開示部分を開示するよう求めており、諮問庁は、本件非開示部分は条例第7条第4号に該当するとして非開示とした本件決定を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果等に基づき、本件非開示部分の非開示情報該当性について検討する。

- (2) 非開示情報該当性について
  - ア 本件非開示部分に係る記載欄について、諮問庁は以下のとおり説明する。
    - (ア) 飛行訓練等において携行する必要性の高い装備品があらかじめ記載されており、その他、飛行訓練等の目的に応じて必要な装備品については、当該装備品の名称を追記する。
    - (4) 訓練等で実際に携行する装備品については、装備品の名称欄の左欄に 印を付する。
  - イ 諮問庁の上記説明を踏まえると、本件非開示部分を開示することにより、 実施機関の飛行訓練等において携行する必要性が高く、使用頻度の高い装 備品が明らかになるだけでなく、使用頻度が高くなく、通例は携行してい ない装備品の把握も可能となる。

また、本件非開示部分は、特定日に行われた特定の目的での飛行訓練に係る計画書の携行装備欄の記載であり、訓練が実際の活動場面を想定して行われることからすれば、既に開示されている訓練の目的等の情報に加えて本件非開示部分を開示することにより、特定目的での航空機による活動の際の実施機関の対処能力が明らかになる。

さらに、本件と同種の開示請求を繰り返すことにより得た情報などを組み合わせることで、より詳細に航空機による活動の際の実施機関の対処能力を把握することが可能となる。

本件非開示部分を開示することにより、上記のような情報が明らかになることから、犯罪行為を企図する者に対抗措置をとられるなど、今後、捜査に支障を生じ、又は犯行を容易にするおそれがあるといえる。

したがって、本件非開示部分については、これを公にすることにより、 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼ すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認め られるため、条例第7条第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 別記1 開示請求の内容(本件開示請求)

警察へりに搭載できるヘリテレの名称でスターサファイアⅢ (Star SafireⅢやSSⅢと表記することあり)、スターサファイアHD、スターサファイア 230HD (ウルトラ9HDと表記することあり) スターサファイア 380HD c、ウルトラ8500、ウルトラ6000 が記載されている文書を保存期間内の全て

別記2 本件開示請求に係る決定(本件決定)

対象公文書	開示しないこととした部分	根拠規定		
1 飛行訓練実施計画	① 警部補(同相当職)以	①条例第7条第2号		
2 日々点検表	下の警察職員の氏名及び	(個人情報)		
3 ヘリコプターテレビ	印影			
機上装置日常点検表	② 対象公文書1 (飛行訓	②条例第7条第4号		
	練実施計画)に記載され	(犯罪の予防、捜査等		
	た飛行状況、装備品及び	情報)		
	訓練の詳細に関する情報			

## 別記3 本件非開示部分

対象公文書1 (飛行訓練実施計画) の携行装備欄の記載

別記4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会		
令和元年 8月 8日	諮問庁から諮問書(意見書)を受付けた。			
令和元年 9月18日	審議	第 334 回		
令和元年 10 月 31 日	審議	第 335 回		
令和元年 11 月 26 日	審議	第 336 回		
令和2年 1月 28日	実施機関の陳述、審議	第 337 回		
令和2年 3月 24日	審議、答申	第 338 回		

### 静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職業等	調査審議した審査会
池田恵子	静岡大学教育学部 教授	第 334 回~第 336 回、 第 338 回
牛之濱 千穂子	静岡済生会総合病院 看護部長	第 335 回~第 338 回

氏 名	職業等	調査審議した審査会
大原和彦	弁護士	第 334 回~第 338 回
高橋正人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第 334 回~第 336 回、 第 338 回
加藤裕治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 335 回~第 338 回
牧田晃子	弁護士	第 334 回~第 338 回
望月律子	常葉大学健康科学部特任教授	第 334 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部 学部長	第 334 回